

訪問販売に



住宅用火災警報器の設置 が義務化になりました!!

- あやしいと思ったら勇気を持って、きっぱりと断りましょう。
- 契約書をよく読み、不用意にサインをすることはやめましょう。
- 相手が脅迫行動に出た場合には、警察へ通報しましょう。

消防署などの公共機関が直接販売、または、業者に販売を頼むことはありません。



待った!!

消防署の方
から来た

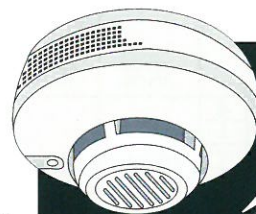
消防署に頼ま
れてきた

点検を安くし
てあげる

今すぐ取り付
けないとだめ

住宅用火災警報器に関する質問などは、住宅用火災警報器相談室へ
フリーダイヤル 0120-565-911
消費者相談：東大阪市立消費生活センター 072-965-0102

問合せ 東大阪市消防局
予防広報課 072-966-9662
9663
東消防署(予防担当) 072-983-0119
中消防署(予防担当) 072-966-0119
西消防署(予防担当) 06-6788-0119



全国で
住宅火災による
死者が増加中!!

約7割が逃げ遅れです

火事の逃げ遅れから、あなたと
あなたの家族の命を守るために!!

平成23年6月1日から
すべての住宅に住宅用火災警報器の
設置が条例で必要になっています。

東大阪市消防局

検索

